

奧多摩町過疎地域持續的發展計畫

(令和8年度 ~ 令和12年度)

令和 8 年 2 月

東京都西多摩郡奧多摩町

目 次

1 基本的な事項

(1) 町の概況	1
①自然的、歴史的、経済的諸条件の概要	1
②過疎の状況	2
③社会経済的発展の方向の概要	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
①人口の推移と今後の見通し	3
②産業構造及び各産業別の現況と今後の動向	4
表1-1 (1) 人口の推移(国勢調査)	5
表1-1 (2) 人口の推移(住民基本台帳)	6
表1-1 (3) 人口の見通し(国勢調査、社人研推計人口)	6
表1-1 (4) 産業別人口の動向(国勢調査)	7
(3) 市町村行財政の状況	8
①行政状況	8
②財政状況	8
③施設整備水準等の現況と動向	8
表1-2 (1) 市町村財政の状況	9
表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況	10
(4) 地域の持続的発展の基本方針	11
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	12
(7) 計画期間	12
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	12

2 移住・定住及び地域間交流の促進並びに人材の確保・育成

(1) 現状と問題点	13
(2) その対策	13
(3) 計画	13
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	13

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	16
(3) 計画	18
(4) 産業振興促進事項	18
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	18

4	交通・通信体系の整備及び情報化の推進	
(1)	現況と問題点	19
(2)	その対策	20
(3)	計画	21
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	21
5	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	22
(2)	その対策	23
(3)	計画	24
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	24
6	高齢者・児童等の福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	25
(2)	その対策	26
(3)	計画	27
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	28
7	保健・医療の確保	
(1)	現況と問題点	29
(2)	その対策	29
(3)	計画	29
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	30
8	教育の振興	
(1)	現況と問題点	31
(2)	その対策	32
(3)	計画	33
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	33
9	集落の整備	
(1)	現況と問題点	34
(2)	その対策	34
(3)	計画	34
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	34

1 0	地域文化の振興	
(1)	現況と問題点	3 5
(2)	その対策	3 5
(3)	計画	3 6
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 6
1 1	再生可能エネルギーの利用促進	
(1)	現況と問題点	3 7
(2)	その対策	3 7
(3)	計画	3 7
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 7
1 2	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1)	現況と問題点	3 8
(2)	その対策	3 8
(3)	計画	3 8
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 8
事業計画		
(1)	事業計画(令和8年度～令和12年度)過疎地域持続的発展特別事業分(再掲)…	3 9

1 基本的な事項

(1) 町の概況

① 自然的、歴史的、経済的諸条件の概要

ア 自然的条件の概要

奥多摩町は、東京都の西北端に位置し、東は青梅市、西は山梨県北都留郡、北は埼玉県秩父市、南は檜原村に接し、全域が秩父多摩甲斐国立公園に含まれる豊かな自然に恵まれた地域である。

町の面積は、225.53km²と広く、東京都全体の約10分の1を占めるが、そのうち94%は山林であり、地形は急峻で平坦地はほとんどなく、切り立った溪谷と急傾斜地の山々が連なっている。町には多摩川本流と日原川の大きな二つの水系があり、日原川は東京都の最高峰の雲取山(2,017m)、西谷山(1,718m)などが埼玉県との境をなす分水嶺と、七ツ石山(1,757m)、鷹ノ巣山(1,737m)などが続く石尾根の多摩川本流との分水嶺とに挟まれ、町の中心地の氷川で多摩川本流と合流している。多摩川本流はその源を一の瀬川に発し、三頭山(1,528m)、御前山(1,405m)などの檜原村やあきる野市と境をなす尾根が、秋川水系との分水嶺となっており、多摩川は町の中心を西から東へ貫流している。

イ 歴史的条件の概要

明治22年、町村制施行により古里村、氷川村、小河内村の3村が成立し、昭和28年9月に公布された町村合併推進法の方針に沿い、昭和30年4月に古里村、氷川町、小河内村の3か町村が合併して奥多摩町が誕生した。

町の歴史は古く、海沢下野原遺跡等によって、縄文時代には既に人々が生活を営んでいたことが分かっている。また、山深い地形であることから、中世戦国時代には敗軍の隠れ里となっていたようであるが、江戸時代には天領となり、建築資材の提供地として重要視された。また、集落は、川沿いの僅かな平坦地に帯状に点在しており、このような地勢から山村の文化と生活様式を保存、伝承し、今なお地区毎の祭礼など郷土芸能が多数存在している。

ウ 社会経済的条件の概要

町の公共交通機関は、JR青梅線と西東京バスがある。JR青梅線はJR中央線に接続し、都心までおよそ約2時間を要する。西東京バスは、隣接している山梨県丹波山村と小菅村へ運行する3路線と町内の7路線の10路線が運行している。主要道路は、国道411号が多摩川に沿って幹線となっており、そのバイパス道路として都道184号(多摩川南岸道路)が氷川地区から棚澤地区までの一部区間で開通している。また、日原方面へは都道204号が通じている。

町の人口は、昭和30年の合併当時、15,594人を数えていたが、昭和32年に小河内ダムが完成したことによる工事関係者の転出に伴う減少と、昭和30年代後半から始まった高度経済成長とともに、多くの若者が都市部へ流出した。

経済は、第1次産業の林業が基幹産業であったが、外国産材の輸入による国内の木材価格の長期的な低迷や従事者の高齢化・後継者不足により生産者の意欲は減退傾向にある。第2次産業についても産業構造の変化や労働者の高齢化などにより減少傾向にある。また、本町は昭和30年に観光立町を標榜し、観光産業の振興を通じて地域の活性化を図っている。

② 過疎の状況

ア 過疎の現状

町の人口は、発足した昭和30年の人口15,594人をピークに、その後減少し続け、令和7年1月1日現在（住民基本台帳）では4,492人となり、この70年間で11,102人、実に71.2%も減少している。これは、昭和32年に小河内ダムが完成したことに伴い工事関係者が転出したことと、産業構造の変化により若年層を中心とした転出と出生人口の低下によるものが主であったが、近年においては、転出などの社会動態による減少から、少子化による出生数の減少や高齢化に伴い死亡が増加することによる自然動態の減少の割合が高まってきている。

国勢調査の結果によると、平成27年から令和2年にかけては、484人（△9.2%）の減少であった。年少人口においては、町の子育て支援や少子化対策の効果もあり、2人（0.6%）の増加がみられたが、今後も年少人口の減少が懸念されるため引き続き対策を講じていく必要がある。また、生産年齢人口については、長年にわたり減少傾向にあり、同期間においても377人（△15.9%）の減少であった。

一方で、老年人口については、従来の増加傾向から若干減少傾向にあり平成27年から令和2年にかけては、112人（△4.4%）の減少となっているが、過疎化による少子高齢化が進行した結果、令和2年の高齢化率は50.8%となり、地域活力が低下し、地域コミュニティや地域の防犯・防災にも影響が出てきている。また、介護を必要とする高齢者も増加し、介護老人福祉施設の需要は年々高まってきており、町内では4施設が受け入れを行っている。

また、社会構造の変化から、世帯数の減少は少ないものの1世帯当たりの平均人員（介護老人福祉施設を除く）が平成27年の2.31人から令和2年には2.15人と減少している。

過疎化の主要因としては、第1次産業における収入の不安定性や先行きの不透明感、そして若者にとって魅力的な就業機会が不足しているなど地域産業の低迷による所得水準の格差の拡大、生活志向の多様化や住環境基盤整備等の遅れ、交通条件、医療福祉、施設等の不足による地域の生産機能・生活機能の停滞があると考えられる。また、近年においては、生活志向の変化による未婚化や晩婚化、社会保障制度や子育てへの将来不安による少子化なども原因としてあげられる。

特に、奥多摩駅以西の集落、とりわけ奥多摩湖周辺や日原方面の集落にあっては、過疎、高齢化の進行が著しく、冠婚葬祭や年中行事、自治会活動といったコミュニティの維持が大変困難な状況となっている。

イ これまでの対策

これまで過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法並びに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に沿って過疎地域の課題解決のため事業を実施してきた。その結果、道路や公共施設の整備が進み、上水道の都営一元化の実現、下水道の普及、ごみ処理の広域化、また、若者定住化対策事業を推進するための町営若者住宅の整備など、以前と比べて生活環境等は改善されている。

ウ 現状の課題及び今後の見通し

このように町では、住民生活に密着した道路、コミュニティ施設、消防施設、下水道施設の整備や基幹産業である農林業の基盤整備、観光施設整備など諸施策を重点的に実施し、さらに近年では

若者の定住化を図るための住宅や分譲地の整備、また、町独自の子育て支援事業を重点的に実施し、住環境整備や子育て支援を推進しているところである。

しかしながら、町を取り巻く社会環境は依然として厳しく、全国的にも問題化している少子化の影響や日本の首都である東京都にありながら、都市部との格差が未だあるため基盤整備等を行っているが、より魅力的な就学・就業機会や快適な住環境を求め、多くの若者が都心部に流出してしまう現状もあり、若者の流出による少子高齢化が課題となっている。こうした人口減少は、産業振興・保健福祉対策・地域コミュニティ等の多くの分野に様々な影響を与えており、若者人口の定着やUターン・Iターンの推進を積極的に図り、人口の減少幅を少しでも抑えていく必要がある。そのためには、住民が自らの手で関わる地域の魅力づくりをさらに推進していくとともに、地域生活の課題解決に役立つ支援を包括的に提供することが求められる。また、現在の役場庁舎について、建物の老朽化と耐震性に課題があり、地域住民の安全・安心を確保するための『防災拠点』として重要な施設であることや住民に親しみやすい機能を有した施設が求められることから、速やかに新庁舎の建設整備事業を進めていく必要がある。

③ 社会経済的発展の方向の概要

町の産業は、基幹産業であった第1次産業が衰退し、主に第2次産業、第3次産業となっているが、就業者の高齢化や後継者不足からその存在基盤が揺らいでいる。新規就業者の確保は、地域の基礎的産業の存続を考えると極めて重要な課題となっている。このため、地域が長年培ってきた伝統・経験・技術や地域特性を活かした産業を新たに展開するなど、地域全体の付加価値を高める地域産業の創造が必要となる。また、本町の94%を占める森林の活用と年間約160万人以上が訪れる観光客などを取込み、森林セラピー事業を核とした観光産業事業を引き続き積極的に推進する必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と今後の見通し

町の人口減少率を過去の国勢調査の数値をもとに見てみると、昭和35年と昭和50年の比較が23.4%、昭和50年と平成2年の比較が17.1%、平成2年と平成17年の比較が23.0%、平成17年と平成27年の比較が22.4%、直近の平成27年と令和2年の比較では9.3%となっている。

年齢三区分別の階層ごとの人口動向では、昭和35年と令和2年の国勢調査を比較すると、0歳～14歳階層は、4,752人から337人と大幅に減少し、全体に占める割合も34.5%から7.1%と大きく低下している。また、生産年齢人口の15歳～64歳階層は、8,233人から1,998人に減少し、全体に占める割合は59.7%から42.1%に低下した。一方、65歳以上の階層は、800人から2,410人に増加し、全体に占める割合も5.8%から50.8%と高い増加率となっている。

町の総人口は、昭和30年の合併当時の15,594人をピークに一貫して減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計に基づく将来の人口予測を見ると、5年後の令和12年には、町の総人口が4,108人になることが予測され、令和7年の人口（推計値）4,406人

から298人(△6.8%)の減少が見込まれる。また、年齢三区分別人口の推移は、年少人口274人、生産年齢人口1,473人、老年人口2,361人で、高齢化率については、57.5%になると予測されている。

人口が減少し続けることによる問題は、ただ単に総人口が減ることよりも、今後ますます若年層が減り、その影響でさらに少子化が進行し、人口構成のアンバランスがもたらす影響がより深刻になることである。今後、少子高齢化によるコミュニティなど地域活力の低下はもとより、地域の防犯・防災、地域の伝統、文化等の継承、空家問題や森林環境の荒廃など様々な影響が懸念される。

② 産業構造及び各産業別の現況と今後の動向

町の産業別就業人口は、過去の国勢調査の数値をもとに見てみると、昭和40年では、第1次産業が746人(14.0%)、第2次産業が2,194人(41.2%)、第3次産業が2,391人(44.8%)で総数5,331人となっていた。令和2年における町の産業別就業人口は、第1次産業が68人(3.4%)、第2次産業が466人(23.4%)、第3次産業が1,448人(72.6%)で総数1,994人となり、就業人口の総数は一貫して減少傾向を示している。

町は、急傾斜地の多い地勢、地理的な立地条件から特出した基幹産業も無く、町内での就労・雇用の場に制約があり、町外で得る町民所得層が増加している。そのため、産業振興そのものへの住民の期待が低下するとともに、従事者の高齢化等により生産活動や事業経営の意欲が衰退している。また、地域産業相互の連携が弱く、各分野縦割りの域にとどまっているため、新たに地域産業相互の連携による付加価値づくり、産業経済分野と自然環境、人づくりや住民生活など福祉面との連動する取り組みとして、観光事業と連携した事業を実施している。また、近年では、JRなど民間事業者と連携した事業が展開され始めている。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	13,785人	—	10,559人	△23.4%	8,752人	△17.1%	6,741人	△23.0%
0歳～14歳	4,752人 (34.5%)	—	2,282人 (21.6%)	△52.0%	1,237人 (14.1%)	△45.8%	526人 (7.8%)	△57.5%
15歳～64歳	8,233人 (59.7%)	—	7,176人 (68.0%)	△12.8%	5,685人 (65.0%)	△20.8%	3,750人 (55.6%)	△34.0%
うち 15歳～ 29歳	3,461人 (25.1%)	—	2,627人 (24.9%)	△24.1%	1,550人 (17.7%)	△41.0%	808人 (12.2%)	△47.9%
65歳以上	800人 (5.8%)	—	1,101人 (10.4%)	37.6%	1,828人 (20.9%)	66.0%	2,465人 (36.6%)	34.8%

区分	平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	5,234人	△22.4%	4,750人	△9.3%
0歳～14歳	335人 (6.4%)	△36.3%	337人 (7.1%)	0.6%
15歳～64歳	2,375人 (45.4%)	△36.7%	1,998人 (42.1%)	△15.9%
うち 15歳～ 29歳	424人 (8.1%)	△47.5%	357人 (7.5%)	△15.8%
65歳以上	2,522人 (48.2%)	2.3%	2,410人 (50.8%)	△4.4%

※各年度の実数における下段は (構成比率%)

※若年者比率 (15歳～29歳)、高齢者比率 (65歳以上)

※総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分の合計と一致しない場合がある。

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区分	平成27年1月1日		令和2年1月1日			令和7年1月1日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	5,511人	—	5,038人	—	△8.6%	4,492人	—	△10.8%
男	2,732人	49.6%	2,532人	50.3%	△7.3%	2,221人	49.4%	△12.3%
女	2,779人	50.4%	2,506人	49.7%	△9.8%	2,271人	50.6%	△9.4%

表1-1(3) 人口の見通し(国勢調査、社人研推計人口)

区分	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
	実数	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
総数	4,750人	4,406人	4,108人	3,762人	3,381人	3,004人	2,659人
年少人口	337人	314人	274人	236人	207人	185人	165人
生産年齢人口	1,998人	1,676人	1,473人	1,258人	1,086人	964人	843人
老年人口	2,410人	2,416人	2,361人	2,268人	2,088人	1,855人	1,651人

※令和2年は国勢調査人口、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値

表 1 - 1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和 40 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	5,331 人	—	4,657 人	△12.6%	4,185 人	△10.1%	2,962 人	△29.2%
第一次産業 就業人口比率	14.0%	—	6.3%	—	4.3%	—	2.6%	—
第二次産業 就業人口比率	41.2%	—	41.2%	—	40.6%	—	29.9%	—
第三次産業 就業人口比率	44.8%	—	52.5%	—	55.1%	—	67.0%	—

区分	平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	2,191 人	△26.0%	1,994 人	△9.0%
第一次産業 就業人口比率	3.7%	—	3.4%	—
第二次産業 就業人口比率	23.6%	—	23.4%	—
第三次産業 就業人口比率	72.0%	—	72.6%	—

※総数には分類不能の産業が含まれており、第一次産業から第三次産業の人口比率の合計は100%にならない場合がある。

(3) 市町村行財政の状況

① 行政状況

過疎化による少子高齢化が急速に進行し、生産年齢人口の減少により地域活力や地域の防犯・防災力が低下している。

このような中、従来地域で解決していた問題・課題などについても行政に対応を求められるようになっており、行政に対する様々な要望やサービスを求める声などが増加している。その内容も多岐で複雑化しているが、これら住民のニーズを的確に把握し、迅速で質の高い行政サービスの提供や問題解決が求められている。

さらに、地方分権の進展により地域に暮らす住民としての責務が見直されるとともに、高度複雑化する地域課題に対応していくうえで、コミュニティの活性化や地域における住民の主体的活動の促進が求められる。また、まちづくりや行政運営への多様な住民の参画を促すために、住民としての自覚やまちづくりに対する意識を高めるとともに、多様な住民が参加しやすい機会を提供することが求められている。

② 財政状況

町は、広範な面積を有し、町内各地域に公共施設等が点在している地形的条件から、環境、教育、福祉等の行政施策に多額の経費を要する。財政構造は、自主財源に乏しく不安定な状況であり、令和5年度の一般会計における決算状況を見ると、東京都支出金が歳入の40.8%、国庫支出金5.5%、地方交付税28.8%、町税9.0%、町債1.6%という構成比となっており、地方交付税を含む国庫支出金が全体の75.1%を占めるとともに、過疎化による生産年齢人口の減少や昨今の厳しい経済情勢から税収は年々減少傾向の状況にあり、地方交付税等の国都財源に頼らざるを得ない財政構造が続いている。

③ 施設整備水準等の現況と動向

施設整備の状況については、これまでの過疎計画等の着実な実施により、生活基盤の整備水準は向上しつつある。懸案事項であった下水道整備については、平成27年度に奥多摩処理区における公共下水道事業（工事）が完了し、平成28年6月から全面供用開始となった。これに伴い、令和5年度の水洗化率は、町全体で92.1%となっている。しかしながら、小河内処理区は平成11年の全面供用開始から長期間稼働しており、今後は設備の維持管理や更新等が重要な課題となってくる。

また、現状の大きな課題としては、若者の定住化対策事業が急務となっており、現在町営（若者）住宅等に居住している方の受皿としての分譲地事業や空家対策事業を推進する必要がある。これらの事業は、住民生活及び産業の振興のためにも重要な施策であることから、今後とも引き続き社会情勢を見極めながら重点的、計画的に整備していく必要がある。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和5年度
歳入総額 A	6,111,184	6,647,194	7,792,090	7,385,902
一般財源	2,423,552	2,677,647	2,897,427	3,022,314
国庫支出金	108,159	238,609	1,017,653	406,219
都道府県支出金	2,748,651	2,965,689	3,136,304	3,014,379
地方債	273,716	160,132	93,606	119,022
うち過疎債	—	—	—	—
その他	557,106	605,117	647,100	823,968
歳出総額 B	5,975,244	6,415,230	7,425,918	7,098,560
義務的経費	1,679,281	1,494,811	1,658,596	1,835,077
投資的経費	997,040	1,229,006	1,175,508	1,292,038
うち普通建設事業	997,040	1,229,006	1,175,508	1,292,038
その他	3,298,923	3,691,413	4,591,814	3,971,445
過疎対策事業費	—	—	—	—
歳入歳出差引額 C (A-B)	135,940	231,964	366,172	287,342
翌年度へ繰越すべき財源 D	4,166	0	0	767
実質収支 C-D	131,774	231,964	366,172	286,575
財政力指数	0.406	0.323	0.289	0.266
公債費負担比率	13.8	7.2	5.5	4.9
実質公債費比率	12.9	5.7	7.1	7.4
起債制限比率	—	—	—	—
経常収支比率	77.6	74.0	72.7	76.6
将来負担比率	51.0	2.5	—	—
地方債現在高	2,947,264	2,459,169	1,961,997	1,576,240

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末
市町村道					
改良率 (%)	11.5	7.4	12.2	21.0	23.5
舗装率 (%)	8.8	11.6	22.2	30.6	32.1
農道					
延長 (m)	—	—	—	—	3,888
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	12.6	29.9	19.0	22.4	—
林道					
延長 (m)	—	—	—	—	43,222
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	4.0	5.1	7.0	14.3	—
水道普及率 (%)	68.8	84.8	97.6	98.5	100.0
水洗化率 (%)	0.0	0.0	26.3	54.3	58.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	4.9	5.9	6.5	7.2	9.4

区分	令和 2 年度末	令和 5 年度末
市町村道		
改良率 (%)	23.36	23.48
舗装率 (%)	32.68	32.76
農道		
延長 (m)	3,888	3,888
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	—
林道		
延長 (m)	44,149	44,720
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	—	—
水道普及率 (%)	98.9	99.1
水洗化率 (%)	91.1	92.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	10.3	11.1

(4) 地域の持続的発展の基本方針

令和7年度を初年度とする第6期長期総合計画の基本構想で位置付けているまちの将来像「自然の中でわたしがくらしつながり挑戦できるおくたま」を実現するため、基本計画において、以下のとおり「未来をつくる3つのコンセプト」を定めるとともに、より具体的なまちの将来像や自治体運営の方向性に基づき、各施策を積極的に推進することで地域の持続的発展を図る。

(第6期長期総合計画～施策の体系)

○基本構想

まちの将来像「自然の中でわたしがくらしつながり挑戦できるおくたま」

○基本計画

未来をつくる3つのコンセプト

①活性化（創造する・挑戦する）

- ・将来像1（生まれる・育む・挑むまちづくり）
- ・将来像2（創る・繋がる・広がるまちづくり）
- ・将来像3（賑わう・満ちる・巡るまちづくり）

②持続化（続ける・守る・再生する）

- ・将来像1（サステナブルなまちづくり）
- ・将来像2（レジリエンスなまちづくり）
- ・将来像3（セーフティーなまちづくり）

③効率化（無駄をはぶく・まとめる・やめる）

- ・将来像1（スマートなまちづくり）
- ・将来像2（フラットなまちづくり）
- ・将来像3（リンク／シェアするまちづくり）

(第6次行政改革大綱～「第6期長期総合計画」内に包含)

○自治体運営の方向性

まちの将来像を実現するため、町と住民・事業者等が連携したうえで、町の経営資源を最大限活用し、新たな時代に順応した行政サービスの提供や健全な財政運営を行い、効率的で質の高い行政サービスの提供に取り組む。

- ①新たな時代に順応した行政サービスの提供
- ②時代の変化に適応した組織運営と人材育成
- ③将来を見据えた持続可能な財政運営の推進

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本計画最終年度となる町の令和12年の人口は4,108人まで減少するとされているが、切れ目なく過疎対策等を実施するとともに、各種施策を着実に推進することにより、人口減少の抑制と均衡のとれた人口構成並びに持続可能な地域社会の実現を図ることを目標とする。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画に掲げる取組みの進捗状況については、計画の主管課により調査・把握するとともに、会議等により達成状況の評価及び適切なフォローアップを行う。

(7) 計画期間

本計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画により実施する公共施設等の整備は、奥多摩町公共施設等総合管理計画に掲げる公共施設等の管理に関する基本的な考え方に適合している。

2 移住・定住及び地域間交流の促進並びに人材の確保・育成

(1) 現況と問題点

町の人口は少子高齢化に伴い、減少傾向にある。令和2年が4,750人で令和32年の将来推計人口（社人研推計人口）では2,659人となり、令和2年の約56%になると想定される。

過疎化による人口の減少により高齢化率も50%を超え、地域コミュニティの活力低下や空家の増加、防犯・防災力の低下などの面で地域課題となっている。このような状況の中、将来にわたって安定的にまちづくりを進めるためには、引き続き若い世代の人口流出の抑制と定住者を増やす取り組みが重要となる。

(2) その対策

過疎化による少子高齢化に歯止めをかけるためには、移住・定住対策を進めると同時に魅力ある奥多摩の情報発信をすることが求められる。町では、若者等の移住・定住を促進するため、おくたま暮らしをイメージできるよう移住体験ツアーを実施するとともに、町営（若者）住宅や分譲地など住環境の整備と子ども・子育てのための支援などを重点的に推進する。今後は、移住定住者の受入体制の一つとして、町内の空家・空地等の活用についても引き続き検討し推進する。

また、地域間交流の促進については、少子化が進む中、都市住民や他地域等との交流活動の充実を図るため、洋上セミナーを開催し他地域の文化・風習を学ぶ機会の拡充を図るほか、海外派遣事業及び受入事業を推進し、国際的視野を持った中学生・高校生の育成に努めるとともに、異文化コミュニケーションの促進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住 及び地域間交流 の促進並びに人 材の確保・育成	(1) 移住・定住の促進 (2) 過疎地域持続的発展特別事業	○若者定住推進事業 ○若者定住推進事業 ○こども応援事業 ○教育文化振興事業 ○青少年対策事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画の類型施設ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、整合性を図りつつ、適正に事業を推進する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

町の農地の多くは、傾斜地に小規模なものが点在しており、畑では自家消費用の自給的な農作物が栽培され、田では町の特産物である山葵の栽培が行われている。

近年は過疎化・高齢化により、農業従事者が減少するとともに、野生動物による農作物被害により、耕作されず荒廃してしまう農地も増加している。

また、町は全域が秩父多摩甲斐国立公園内にあり、多くの野生動物（クマ、シカ、サル、イノシシ等）が生息し、それらの野生動物は、首都東京における貴重な都民の財産ともなっているが、森林への食害・剥皮害、農作物への被害をもたらし、また、人へも恐怖を与えるなど地域住民との軋轢が大きな問題となっている。

このため、町では農業推進協議会や東京都猟友会奥多摩支部と協力して、有害鳥獣の捕獲や追い払い、侵入防止対策などを実施し、農作物などの被害軽減に努めている。

特産物である「山葵」に関しては、山葵苗の購入費補助や運搬用モノレール、獣害防止ネット等の整備など奥多摩山葵栽培組合の活動を支援している。また、明治時代から特定の地域で栽培されてきた「治助イモ」の普及と地域ブランド化を推進するとともに、新たな特産品の創出のためワラビ等の栽培に取り組んでいる。

② 林業

町は、行政面積の94%が森林で、そのうち約50%がスギやヒノキ等の人工林となっているが、国産材の木材価格は低迷し、木材生産業は苦境が続いている。

森林所有者の山離れや不在村地主の増加などにより、私有林における自主管理や個人経営が難しくなり、また、林業従事者の高齢化や次世代の担い手不足も重なることで、林業技術の伝承にも課題を抱えている。

町では、東京都の委託事業としての森林再生事業や、水の浸透を高める枝打ち事業等の森林整備を実施し、林業振興及び自然環境の保全を図るとともに、森林経営管理制度の運用や森林環境（譲与）税を活用し、自治体間連携による森林整備等事業を進めている。

③ 水産業

町では、奥多摩漁業協同組合、氷川漁業協同組合、小河内漁業協同組合が多摩川をはじめ各河川を管理し、管理釣り場5か所を営業するとともに、アユ、ニジマス、ヤマメ、イワナなどの放流を行っている。併せて、養殖・生産・販売が行われており、特産の奥多摩やまめは冷凍フィレ（切り身）や燻製等に加工し、販売拡大に努めている。

町内には、東京都の奥多摩さかな養殖センターがあり、養殖業の生産性向上や地域ブランド魚類の養殖支援の研究などが行われている。

現在、各河川の遊漁者数や管理釣り場の入場者数の減少が続く、各漁業協同組合及び管理釣り場の経営は厳しい状況にある。また、集中豪雨などによる濁り水の発生や魚病により養殖魚が大量に死んでしまう事態も発生しており、経営の安定化が課題となっている。

養殖の基盤となる養魚施設の計画的な改修・整備を実施するとともに、従事者の高齢化も進行していることから、内水面漁業振興による地域の活性化を図るため、支援体制を強化していく必要がある。

④ 地場産業の振興

町の農地は、傾斜地が多く、機械化・効率化は大変困難であり、自家消費用の自給的な農業生産が主体で、「山葵」以外は町内産農産物として流通することはほとんどない状況にある。近年は過疎化・高齢化により、農業従事者が減少するとともに、野生動物による農作物被害により、耕作されない農地も増加していることから、東京都猟友会奥多摩支部と協力して、有害鳥獣の捕獲や追い払いを行い、農作物の被害軽減に努めている。また、地域の活性化と観光振興を図るため、食肉処理加工施設を整備し捕獲したシカの有効活用を図っているが、捕獲搬入量に差がありジビエ食材としての安定的な供給が課題となっている。

特産物である山葵の生産については、「奥多摩わさび塾」の開講や山葵苗の購入費補助を行い、奥多摩山葵栽培組合を支援している。また、明治時代から特定の地域で栽培されていた「治助イモ」などの普及と地域ブランド化に取り組んでいる。

⑤ 起業の促進

事業者を取り巻く環境が一層厳しさを増している中、青梅商工会議所では、地域経済の活性化を目指し、事業者向けの経営に関する相談から、融資制度による資金調達や人材育成などに関する支援を行っている。引き続き、地域企業の経済支援を継続するとともに、後継者の育成や起業者支援など新たな事業者の育成も併せて必要である。

⑥ 商工業・サービス業、鉱業

商業は、郊外型の大型商業施設や宅配サービス業などの影響により、事業者を取り巻く環境は一層厳しさを増している。商店主の高齢化や後継者不足により、これまでも閉店・廃業する事業者が多く、身近な商店での購買活動が低下しているが、身近にできる買い物の場の確保は生活環境面からも重要である。そのため、地域社会における地元商店の重要性を再認識する必要がある。

工業は、大半が小規模な事業者であり、社会経済の動向に影響を受けやすい状況にある。なお、石灰石や硅石を採掘している鉱業所が2社あり、事業を行っているが、大きな雇用の場の少ない町内では貴重な事業所であり、町の経済にも影響力を持っている。

企業誘致については、交通や立地条件の問題もあり、困難な状況にあるが、働く場の確保など町内における雇用促進を目指し、方策を検討していくことが必要ある。

⑦ 観光レクリエーション

町全体が秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、清冽な水をたたえる奥多摩湖や多摩川本支流の美しい渓谷、東京都最高峰の雲取山をはじめとする山々等、多くの観光資源に恵まれ、年間に訪れる観光客は、約160万人と推計されている。経済環境が厳しい中ではあるが、町では定期的なイベント事業の実施に力を入れて誘客を図るとともに、JRや近隣市町村との連携により広域的な観光PRやイベントを実施している。また、都市部から近い奥多摩の河川等でバーベキューを楽しむ

む方が多く訪れるが、中にはごみの放置や不法投棄が後を絶たないことから、観光協会と連携しゴミ袋の販売や観光ごみの引き取りを実施している。その他、ゴールデンウィークやお盆時期を中心に関係機関・関係事業者とともにドローンを活用したり、マナーに関する啓発活動を行っている。

また、観光地としての基盤整備は、毎年計画的に進めており、インバウンドを含む多様化する観光客に対応できるよう町内の駅等に設置してあるFREE Wi-Fiを多言語対応の機器に更新し、スムーズに奥多摩観光の情報収集ができるよう整備を行った。また、町の豊かな自然環境の中、森林浴の癒し効果を科学的に活用した森林セラピー事業による各種ツアーを提供し、人々の心と体の健康の維持、増進を図っている。

町は、観光資源に恵まれているものの、観光拠点が分散していることから、各拠点の観光施設整備を推進するとともに、環境面からも公衆衛生の改善及び施設の利便性を図る必要がある。観光用公衆トイレについては、「日本一きれいなトイレ」を目指し、清掃業務委託者の「クリーンキーパー」により町内23か所のトイレ清掃を行っている。今後も維持管理並びに委託による清掃等の強化に努めていく必要がある。

(2) その対策

① 農業

町の代表的な農産物である山葵栽培については、引き続き「奥多摩わさび塾」の開講を通じて栽培技術の伝承と後継者育成を図るとともに、不耕作の山葵田の有効活用を推進する。また、山葵苗の購入費補助、運搬用モノレールや獣害防止ネットの整備も継続する。

遊休農地の解消に向け、農地のパトロールを推進するとともに、農地の賃貸借など農地の有効活用を促進する。また、農家の耕作意欲の低下を招き、休耕地の主な増加原因ともなっている獣害に対しては、積極的な有害鳥獣捕獲等の対策を推進する。

② 林業

町の広大な森林は、再生可能な木材資源を生産する場であり、水資源のかん養、土砂災害等を防止する国土保全、生物多様性の保全、二酸化炭素を吸収・固定・貯蔵することによる地球温暖化の防止機能など環境保全機能の役割を果たしている。このため、将来にわたり持続可能な森をめざし、林業の復興と荒廃した森林の再生・保全を図るため、林道網を整備し森林資源循環型の森林整備を推進するとともに、木材利用の啓発や担い手の育成、間伐材など森林資源の有効活用を図る。

③ 水産業

内水面漁業を振興するため、入漁者の増加に努めるとともに、内水面施設の改修や養殖技術の向上を図り、養殖魚の効率的な生産と安定供給をめざす。また、奥多摩やまめ・イワナ等を活用した新たな料理や加工品の開発及び消費の拡大を図り、内水面漁業で地域の活性化を推進する。

④ 地場産業の振興

農林業や水産業、商工業などの地域産業の多くが観光と結びついており、引き続き各産業相互の連携によって地域産業を横断的・複合的に推進する必要がある。また、山葵・治助イモという町ならではの野菜や奥多摩やまめなど農林水産物の生産だけにとどまらず、加工製造・販売やサー

ビスなど、2次産業、3次産業領域に踏み込むことで、農林水産物の付加価値を生み出し、高めていく産業づくりである6次産業化による事業展開を図る。

なお、今後も引き続き有害鳥獣対策を強化し、森林や農作物被害の防止と軽減を図るとともに、シカ肉等ジビエの販路の開拓、料理研究など有害鳥獣を逆手にとった地域資源の活用を図る。

⑤ 起業の促進

青梅商工会議所による経営に関する相談や、融資制度による資金調達や人材育成などに関する支援等を継続し、小口融資制度の活用など経営の改善と後継者の育成を支援するとともに、空き店舗の活用や新たな事業おこしを支援するなど起業をしやすい環境を整備する。

⑥ 商工業・サービス業、鉱業

魅力ある商業・商店街を形成するため、観光産業の振興やイベントの開催など、交流人口拡大への取り組みを推進し、商業・商店街の活性化を図るとともに融資制度の活用など経営の改善や後継者の育成を支援する。また、観光資源を活かした産業の取り組みは、他産業への経済波及効果が高いことから、観光と他産業との連携を促進するとともに、主要な観光施設を整備・改修し地域経済の活性化を図る。また、町の鉱業を振興することにより、雇用の場の確保や若者定住化を図る。

⑦ 観光レクリエーション

多様化する観光客のニーズに応えるため、第6期長期総合計画における「未来をつくる3つのコンセプト（活性化・持続化・効率化）」を基本理念に、各地域の観光資源等を開発・活用するとともに、総合的な観光戦略を展開し観光客誘致を推進する。

各種団体との連携を図り、森林や多摩川の溪谷等をフィールドとするアウトドア活動を実践するための環境づくりを推進し、集客の仕組みづくりの充実を図るとともに、JRや近隣市町村と連携し広域的な観光PRやイベントの推進を図る。

また、老朽化し更新時期を迎える観光施設の整備を進めるとともに、観光用公衆トイレについては、維持管理並びに委託による清掃等の強化を図る。

森林セラピー事業では、町の豊かな自然環境を活用した癒しの観光づくりを進め、今後も引き続き活動の普及・定着を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業 林業 水産業 (2) 商業 その他 (3) 観光又はレクリエーション (4) 過疎地域持続的発展特別事業	○農作物有害鳥獣対策事業 ○山村・離島振興施設整備事業 ○多摩の森林再生事業 ○水の浸透を高める枝打ち事業 ○松くい虫駆除対策事業 ○内水面漁業環境活用施設整備 事業 ○小口事業資金融資事業 ○観光施設整備事業 ○農業振興事業 ○森林セラピー事業	町	(組合)

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
奥多摩町全域	製造業、旅館業、農林水産物 等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおり

(iii) 他の市町村等との連携に関する事項

対策を効果的に実施するため、都や周辺自治体との連携を図ります。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画の類型施設ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、整合性を図りつつ、適正に事業を推進する。

4 交通・通信体系の整備及び情報化の推進

(1) 現況と問題点

① 道路等の整備と交通確保対策

町の中央を流れる多摩川の左岸沿いに国道411号が、支流の日原川沿いに都道204号が通り、この2つの幹線を中心として町道が整備され町並みが形成されている。

国道411号は、町の交通及び産業振興の大動脈としての役割を果たしているが、トンネルの早期拡張及び歩道等の整備・改良を図る必要がある。また、基幹道路が1路線であり災害時には寸断されることもあるため、都道である多摩川南岸道路の早期全線開通を東京都に要望している。町は観光立町を標榜しており、年間訪れる観光客は約160万人と多く、住民はもとより観光客の安全を確保することも重要であるため歩道や交通安全施設の整備を図っている。さらに、来遊する観光客の約6割がマイカー利用者で、行楽シーズンには激しい交通渋滞も発生し住民の日常生活に支障を来している。このことから、東京都が整備している多摩川南岸道路の早期の整備が望まれる。

町道は、令和6年4月現在、337路線・総延長224.4km、改良済延長52.8km(改良率24%)、舗装済延長73.5km(舗装率33%)となっており、生活や産業の利便性向上のため、今後も道路の新設並びに既存路線の維持補修を行う必要がある。また、国土調査法に基づく地籍調査事業も年次計画で継続し、住宅地を中心に土地境界の明確化を図っている。

公共交通機関であるJR青梅線は町の中心部である氷川地区が終着地となっており、住民の通勤・通学・通院や買物など日常生活に深く関わっている。また、都心部と地域を結ぶ足として重要な役割を担っているとともに、観光客の移動手段としても利用されている。JR青梅線において、一定の輸送サービスの維持は図られてはいるが、大雨や降雪、倒木等の影響により運休することもあり、町民や観光客にとっては不便な状況もみられる。このため、西多摩地域の8市町村で構成する広域行政圏協議会において、毎年JRに対して要望活動を行い、利便性の維持・向上に努めているが、今後も積極的に取り組む必要がある。

路線バスについては、13路線あり、山梨県丹波山村と小菅村へ運行する広域路線の3路線と、町内循環線が10路線となっている。しかし、自家用自動車の増加と過疎化の進行により住民の利用は減少しており、行楽シーズンを除くと乗客は少ないうえ、本数も僅かで利用しにくい状況である。このため、ほとんどの路線が赤字となっており、路線を維持するため毎年多額な費用をバス事業者に補助しているが、財政が脆弱な町にとっては長期的に支援することは難しいことから、バス路線のあり方を再度検討し、新たな交通手段の構築についても検討する必要がある。

② 情報通信環境の整備と情報化の推進

行政情報や防災情報、住民の通信サービスとして運用している防災行政無線については、令和2年度に同報系のデジタル化を実施、移動系では携帯電話の電波を利用したIP無線機を整備し、非常防災用や一般行政の広報などに役立てている。

現在、町内全域に光ケーブルが敷設されており、また、町内の鉄道駅5駅にFREE Wi-Fiを設置し、外国人旅行者へ多言語の観光案内ができるよう整備を行った。

町外への情報発信としては、ホームページによる行政情報提供などのサービスを行っているが、今後もこの情報化時代に適したサービスが必要である。

また、効果的で町の状況に合った情報システムやデジタル技術の導入、システムの広域連携による事務の効率化等を推進していく必要がある。

(2) その対策

① 道路等の整備と交通確保対策

国道411号については、トンネルの早期拡幅及び歩道等の整備・改良を要望する。また、都道である多摩川南岸道路についても早期全線開通を要望する。

町道については、町の地理的条件を踏まえ、均衡のとれた生活、生産活動ができるよう整備し、過疎化対策の重点事業としての住宅建設等を容易にするため、利便性の高いエリアにおける道路整備を推進する。

JR青梅線については、西多摩地域広域行政圏協議会を中心に、利用しやすいダイヤ改正と所要時間の短縮、また、大雨や降雪、倒木時等の運行情報の提供や代替バス等の移動手段など、緊急時の対応についてJRに要望をする。

バス路線については、利用者が減少してきている中で、住民や観光客等が少しでも利用しやすいダイヤ編成の検討やバス路線の維持に努めていく。

しかしながら、現状のバス路線を維持していくには莫大な経費がかかることから、町全体の交通手段のあり方について、公共交通協議会等を通じて検討を行う。併せて、タクシーについても、公共交通を補完する重要な住民の足であることから、引き続き運行されるよう支援する。

② 情報通信環境の整備と情報化の推進

防災行政無線については、災害発生時の情報・連絡手段として今後も引き続き設備の維持管理に努め、住民への情報発信サービスの向上を図る。また、ホームページの更新等により、住民等が行政情報を取得しやすい環境を構築するとともに、現在、西多摩4町村で共同利用している住民情報系システムを充実することで、より効率的な事務執行を行い、住民サービスの向上を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 交通・通信 体系の整備及 び情報化の推 進	(1) 市町村道 道路	○道路新設改良事業	町	
	橋りょう	○橋りょう維持補修事業		
	その他	○道路維持補修事業		
	(2) 林道	○林道開設事業 ○林道改良事業		
	(3) 電気通信施設等情報化のため の施設 防災行政用無線設備	○防災行政無線維持管理事業		
(4) 情報化・デジタル技術活用 その他	○電子計算管理事業 ○電子計算開発事業 ○デジタル推進事業			
(5) 過疎地域持続的発展特別事業	○バス路線維持対策事業 ○地籍調査事業			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

交通関係については、公共施設等総合管理計画の類型施設ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、整合性を図りつつ、適正に事業を推進する。町道・農道・林道・橋りょうについては、維持補修工事等を継続的に実施し、維持管理体制の充実を図る。

情報通信関係については、公共施設等総合管理計画の類型施設ごとの管理に関する基本的な方針について、この分野に関するものはない。

5 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 上下水道

上水道は人が生命を維持していくうえで必要不可欠なものであるとともに、産業振興のうえでも水の確保は重要な課題であり、生活様式の変化や生活水準の高度化に伴って、その需要は年々増加傾向にある。平成22年度から水道事業の都営一元化が実施され、水道施設のレベルアップが図られた。

下水道は快適な生活環境を確保するとともに、町全域は東京都の水道水源地として多摩川の水質保全に努めており、下水道の水洗化率は令和5年度末時点で92.1%であるが、引き続き下水道の接続率向上をめざす必要がある。

下水道事業は、次の2つの処理区からなり、奥多摩湖周辺の町が管理する処理場（小河内浄化センター）で汚水処理を行う小河内処理区と境桧村付近から青梅市に接続し、昭島市にある東京都が管理する処理場（多摩川上流水再生センター）で汚水処理を行う奥多摩処理区があり、両処理区とも全面供用開始している。また、令和3年度よりストックマネジメント計画に基づき、各処理区の施設管理の目標の設定やリスク評価等を行いながら、計画的に施設の点検・調査・更新を実施している。また、下水道区域以外の区域は町設置型合併処理浄化槽の整備及び既設合併処理浄化槽の町移管により汚水処理を行うとともに、未接続のし尿処理については、西秋川衛生組合で広域的な共同処理を行っている。

② 廃棄物処理

資源の分別収集や集団回収等を実施し、令和6年度までの過去5年間の年間ごみ総排出量は、毎年2～5%程度の減少傾向が続いている。

また、最寄りのごみステーションにごみを排出することが困難な高齢者等に対し、令和元年度より戸別回収を開始しているが、地域の高齢化により件数は増加傾向にある。

町のごみ処理については、町の処理施設の老朽化や財政負担等が大きいため、平成26年1月から西秋川衛生組合へ加入し、ごみの搬入を行っている。町の既存施設については、現在町内で収集したごみ等を一時的にストックしておく役割を担っているが、解体等に関する将来的な計画の検討を進める必要がある。

③ 消防

現在、常備消防は東京消防庁に事務委託しており、交通事故、救急搬送、火災対応等に備える消防施設や装備の充実を図っている。また、「東京消防庁奥多摩ヘリポート」等を活用して交通事故等の負傷者をヘリ搬送することで、消防・救急体制の強化が図られている。

また、非常備消防として消防団が組織され、地域での消防活動や火災予防活動を行っているが、若者の減少と高齢化に伴い消防団員の確保が大変難しくなっており、団員数は定員割れをしている状況の中で入団の促進を図るとともに団員の負担軽減を図る必要がある。

町内での大きな災害に備え、自主防衛による減災対策に重点を置くことが必要であり、防災及び減災を目的として、町内全ての自治会で組織される自主防災組織の活動を支援する必要がある。

町は、住宅が山間地に点在しているということで孤立化対策を踏まえ、各地域に所在する生活館等の「地区避難所」、福社会館等の「広域的避難所」、小中学校等の「学校施設避難所」の3種類に避難所を区分し住民等に周知するとともに、大型防災倉庫の設置や避難所の非常物資の備蓄、資機材等の整備を行い、大地震対策等への対策を講じている。今後も地域防災計画に基づき、防災組織の見直しと消防施設や装備の近代化を図り、災害に強いまちづくりを一層進める必要がある。

④ 公営住宅

町内に居住する若い世代が良好な住環境を求め、町外へ転出する傾向が続いており、過疎化に拍車をかける状況になっている。住環境を整備することにより、町内居住者の町外への転出に歯止めをかけ、住民の定住化を図ることが求められている。

町では、町営住宅の整備を推進しており、現在、公営住宅法に基づく公営住宅が44戸、町単独で整備した町営住宅が89戸、合計133戸の町公営住宅を供給し、併せて、適切な維持管理業務を行い、住環境の向上に努めている。引き続き、若者を中心とした幅広い世代のニーズに合った住宅を供給する必要がある。

(2) その対策

① 上下水道

水道事業については、平成21年5月に「東京都水道事業に奥多摩町の水道事業を統合することに関する基本協定」が締結され、平成22年4月に都営水道に一元化されたが、その他給水区域外として町内5地区には、簡易給水施設が設置されている。簡易給水施設は、施設の耐用年数が経過しているとともに、高齢化が進み施設点検が困難な状況になっていることから、安全な水質・安定給水のため、老朽化設備の対応を進め、地域の水道組合や業者に委託し適切な維持管理を行う。

公共下水道については、公衆衛生の向上及び河川の水質保全を図るため、設備の維持管理を計画的に行うとともに、下水道接続率向上を図る。また、下水道区域以外の区域は、町設置型合併処理浄化槽の適切な維持管理を行い、公衆衛生の向上及び河川の水質保全を図る。

② 廃棄物処理

発生抑制（リデュース）への意識向上を図るため、ごみの減量化に関する普及啓発を推進するとともに、資源回収についても普及啓発を行い、住民・事業者ともに各種ごみの分別徹底を促進し、リサイクルの向上を図る。また、生ごみ処理容器等の補助については利用が増えるよう普及啓発を行い、ごみ出しが困難な高齢者等に対しては、引き続き戸別回収対応を行う。

③ 消防

若者の減少と高齢化に伴い消防団員の確保が難しくなっている中で、若者の定住化を図ることによって消防団員数の維持を図るとともに、住民の生命・財産を守るため、引き続き自治会と連携しながら団員の確保を図る。また、消防・防災資機材や備蓄品の整備を行うとともに、防災訓練等で防災意識の高揚を図り、各自治会の自主防災組織づくりを支援し、災害発生時でも適切に対応できる体制を確保する。

④ 公営住宅

自然豊かな町の地域特性に応じた住宅整備を図るため、住宅事情等に係る現状分析、課題整理等を行い、この地域にふさわしい住宅施策を展開する。引き続き、町内に居住を希望する者の住宅取得を容易にするための事業を推進し住環境の整備を図ることで、若者の定住化を促進する。

また、奥多摩町公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の居住環境の改善を計画的に進める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 生活環境の 整備	(1) 水道施設 その他	○簡易水道施設管理事業	町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道 地域し尿処理施設	○下水道事業 ○し尿処理事業		
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	○ごみ処理事業		
	(4) 消防施設	○消防施設整備事業		
	(5) 公営住宅	○町営住宅建設事業		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画の類型施設ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、整合性を図りつつ、適正に事業を推進する。

6 高齢者・児童等の福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

町の年少人口割合は令和7年1月1日現在（住民基本台帳）6.7%で、依然として過疎化や社会構造の変化に伴う少子化が進んでおり、子どものいない集落も増加している。そのため、各世代に合った子育て支援に取り組むことが必要であり、安心して生み育てられる様々な環境の整備を図っていくことが重要である。

令和6年度に策定した子ども・子育て支援計画、子どもの貧困計画、子ども・若者計画を一体化した「奥多摩町こども計画」に基づき、総合的に子ども・子育てを支援する必要がある。

② 高齢者等の保健及び福祉

町の高齢化率は令和7年1月1日現在（住民基本台帳）で53.3%となっており、東京都内でも高い割合となっている。特に日原、小河内地区で高齢化率が高く、地域コミュニティの存続が危ぶまれているところもあり、地域の活力をいかにして維持していくかが課題となっている。

高齢者の福祉については、多くの高齢者は住み慣れた地域の中で生活していくことを望んでいるが、町は急峻な地形に集落が点在しており、買い物や通院等日常生活を営むうえで困難な問題に直面する場合もある。今後、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を長く続けられるよう、生活支援の継続・強化を充実させる必要がある。

また、高齢者を見守る側の高齢化も進み、「孤独死」・「老々介護」・「認知症」などの問題に対応するため、見守りや支援の体制づくりがますます重要になる。

今後も引き続き、高齢者をはじめ、これから高齢期を迎える町民が安心・安全に暮らし続けることができるよう社会参加の促進、健康づくり、介護予防の支援を進めるとともに、地域福祉の推進や介護保険事業の円滑な運営など計画的に進める必要がある。

③ 障害者（児）等福祉の充実

障害者（児）等福祉の最大の課題は、障害者自身が家庭や地域の中で安心して生活をし、社会参加できる環境整備を図ることである。心身に障害のある方が安心して暮らせるように、住宅改修や日常生活用具の給付等福祉サービスの充実に努めるとともに、スロープ等の設置を行うなど、地域の環境整備を進めている。また、町内2つの相談支援事業所に加え、町外の相談支援事業者と連携を取り、障害者の実態に対応した利用計画を作成し円滑なサービス利用につながるよう努めている。

心身障害者（児）の社会参加を促進することを目的に、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、棚澤地内に障害者の活動拠点である地域活動支援センターを建設し、パン等の製造販売をする生産活動の場、手芸等の創作的活動の場として活用している。

町では、令和6年度に策定した第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に基づき、共生社会の実現に向けて、地域の人々のニーズを踏まえながら障害福祉施策の充実を図り、今後さらに必要な福祉サービスを提供するよう努める必要がある。

(2) その対策

① 子育て環境の確保

町の令和7年1月1日現在（住民基本台帳）の年少人口割合は6.7%で、老年人口割合53.3%に比べ極端な少子高齢社会となっていることから、地域での子育て支援、親子の健康、教育環境、住宅や労働環境の整備などを総合的、具体的に取るため、奥多摩町こども計画の基本理念である「『夢を見る』すべてのこどもたちが『夢を語り』『実現できる』町 奥多摩をめざして」の実現に向けて、家庭、地域、学校行政等が一体となって、さらなる子ども・子育て支援の施策を推進する。

また、この基本理念を実現するため、次の4つの方針及び子ども・子育て支援事業計画に基づき、庁内関連部署の連携と事業の相乗効果を高め、子育て支援施策の充実を図る。

- ア 子ども・若者の権利を守り、健やかな成長を支援する
- イ ライフステージに応じた切れ目のない支援を実現する
- ウ 安心してこどもを産み育てられる環境を整備する
- エ 若い世代の生活を整え未来への希望を実現する

② 高齢者等の保健及び福祉

高齢化が進行している中、地域包括ケアの推進を基本的な方針とし、高齢者が地域の中で孤立せず、生きがいをもって暮らせる地域づくりの実現を目指し、住み慣れた地域で、自助・共助による地域づくりの視点も加えながら、「高齢者が安心して暮らせる地域づくり」、「高齢者の生きがいづくり」、「適切な介護サービスの確保」の3つを基本目標として次の施策を推進する。

- ア 高齢者が介護を必要とせず、できる限り健康で自立した日常生活を送ることができるよう、生活支援サービスの充実を図り、地域での高齢者の見守り活動や認知症対策と高齢者の権利擁護事業を推進することで、高齢者の自立支援体制の充実を図る。また、健康づくり事業や各種健（検）診体制の充実、健康に関する情報提供など健康意識の高揚を促すことで、健康寿命の延伸を図る。
- イ 高齢者が長年培ってきた豊かな知識と経験を活かすことができるよう、地域における活動の場や交流活動の支援を行うとともに、高齢者の社会参加や就労支援を促進し、高齢者の生きがいづくりに努める。
- ウ 介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で介護サービスを受けられるよう、介護保険事業の健全な運営と高齢者介護施設の充実を図る。また、自分の住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、フレイル予防・介護予防事業の実施に努める。

③ 障害者（児）等福祉の充実

第7期障害福祉計画に、これまでの計画の基本理念「ともに認めあい ささえあうまち 奥多摩」を継承・進展させ次の3つの基本的視点に立って、障害福祉施策の充実を図る。

- ア 自己決定と自己選択の尊重として、本人の意思に基づいて、その人に合った形で自立した生活・働き方を選択し、自分らしく送ることができるよう支援していく。

イ 一元的なサービスの実施・地域生活の継続の支援として、一人ひとりの細かなニーズに対応できるような身近で一元的なサービスの提供を進める。また、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整備していく。

ウ 地域共生社会の実現に向けた取組として、障害者やその家族、関係機関・団体等だけでなく、地域の人たちや事業所など多くの人たちの参画のもと、互いに支え合い、地域や家庭で安心して暮らせるまちづくりにみんなで取り組んでいく。

このような視点を踏まえ、一人ひとりがまわりの人々に関心をもち、認め合い、尊重し合い、支え合いながらいきいきと暮らすことができる地域社会になるように、障害者の生活自立支援に向け、総合相談や情報提供を充実するとともに、就労支援や社会復帰支援を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 高齢者・児童等の福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター	○高齢者在宅サービスセンター事業	町	
	(2) 障害者福祉施設 地域活動支援センター	○地域活動支援センター事業		
	(3) 市町村保健センター及びこども家庭センター	○保健センター事業 ○子ども家庭支援センター事業		
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	○高齢者外出支援サービス事業 ○高齢者緊急通報システム事業 ○高齢者見守り相談事業 ○高齢者熱中症対策事業 ○地域ささえ合いボランティア事業 ○障害者地域生活支援事業 ○福祉モノレール整備事業 ○人にやさしい道づくり整備事業 ○健康づくり推進事業 ○ファミリーサポートセンター事業		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画の類型施設ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、整合性を図りつつ、適正に事業を推進する。

保健・福祉施設については、長期利用を前提とした長寿命化計画の策定等、計画的な維持管理に努める。

7 保健・医療の確保

(1) 現況と問題点

町の医療機関は、町立奥多摩病院のほかに、古里、日原、峰谷、海沢地区にそれぞれ1か所ずつ診療所があり、この他歯科医院が1か所開院している。

奥多摩病院は、山間部（僻遠地）での健康管理や医療ニーズに対応するため、診療所への出張診療や在宅で医療が受けられる訪問診療、訪問看護を行うなど、この地域にとって欠かせない病院となっている。また、へき地の中核病院としての役割を担い、住民の健康と生命を守るため医療の充実に努めるとともに、東京都の二次救急医療機関の指定を受け、24時間体制で救急患者の対応を行っている。しかしながら、町の財政運営が非常に厳しい中、近年では人口減少や施設の老朽化、専門医療志向などから患者数の増加を図ることは非常に困難な状況になっており、奥多摩病院の経営状況の改善が課題となっている。特に、急性期を過ぎ病状が安定した患者に対して、在宅や介護施設への復帰支援に向けた医療や支援を行う「地域包括ケア病床」の稼働率の向上につながるよう病院機能の強化を継続して進めていく必要がある。

また、東京都より認知症疾患医療センターとして指定を受け、認知症の人の身体症状及び行動、心理症状への対応を行うとともに、地域の認知症に係る専門医療機関や一般病棟、精神科病院等と連携を図り、地域全体で受け入れる体制を構築し認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりを進めている。

生涯を通じて、健やかに暮らしていけるよう、幼児期から高齢者までのライフステージに応じた住民の総合的な健康づくりを推進していく必要がある。健康診査をはじめ生活習慣病等の予防や重症化予防等の対策を実施するとともに、住民の健康づくりへの意識向上を一層図っていくことが課題となっている。

(2) その対策

住民が安心して生活できる環境を整備するため、奥多摩病院の役割、課題等の調査検討を行い、計画的な医療機器等の整備や医師・医療技術者の確保と育成、訪問診療・訪問看護体制の強化など引き続き地域医療の充実を図る。

保健・医療・福祉の各分野で情報共有を図るとともに、相互の連携・協力体制を強化し、在宅医療・地域医療体制の確立を図り、地域のニーズに応じた保健・医療のあり方を考え、サービスの提供に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 保健・医療の 確保	(1) 診療施設 病院	○建物設備改良事業 ○医療機器等整備事業 ○医師等人材の確保育成事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画の類型施設ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、整合性を図りつつ、適正に事業を推進する。

奥多摩病院については、二次救急医療機関として今後も消防機関や近隣病院等と連携し、患者が適切な医療を迅速に受けられるよう、施設の維持管理に努める。

8 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

町では次世代の町を担っていく人材の育成を最重点課題に置き、互いの人格を尊重し、心身ともに健康でかつ、知性、感性、道徳心に富んだ豊かな人間性を身につけ、国際的視野をもった町民の育成に努めている。町内小中学校では、各校奥多摩ならではの体験学習など特色を生かした教育活動を実践するとともに、子どもたちの「生きる力」の育成に取り組んでいる。引き続き、学校、家庭、地域が連携し、生涯を通じて学ぶことのできる地域社会の実現を目指し、学校教育の充実に努めていく必要がある。

② 幼児教育

幼少期から少年期にかけての教育は、人間形成にとって重要なものである。また、教育の基盤は家庭であるが、社会的環境による核家族化や少子化の影響により、子育て環境が変わり、幼稚園・保育園の持つ役割が大きくなっている。町に2園ある保育園（私立）の入所児童数は、出生率の低下や若者世代の転出等により減少しており、少子化の進行が続いている。このような状況の中、安心して子どもを産み育てられる環境の整備や支援、助成制度を推進し、子育てに関する不安感や経済的負担の軽減を図っていく必要がある。

③ 家庭教育

少子高齢化・核家族化の影響により、共働き家庭の増加による家庭での子育てに関する不安感や経済的負担など、子育て家庭を取り巻く環境は深刻化している。町でも、不安として多く挙げられるのが出産後の経済的不安や子どもの教育、病気や発育・発達に関する不安など、社会情勢の変化からもこの傾向は今後も更に強くなっていくことが見込まれる。

町では、子どもを持つ家庭が、安全に安心して子育てできるよう平成23年4月に開所した子ども家庭支援センター「きこりん」において、子どもと保護者の交流事業や子育てサロン、リトミックや軽体操等のサービスを提供している。また、令和6年4月から児童福祉法の一部改正に伴い、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」を設置している。今後も引き続きこれらのサービスの充実に努め、子育てや子どもの健全育成等について、学べる機会を設けることが求められている。

④ 生涯学習の推進

高度情報化や国際化、産業構造の急激な変化などから、新しい知識や技術を習得することが必要となっている。また、高齢化などによる社会の成熟化に伴い、心の豊かさのための学習需要も増加傾向にあり、子どもから高齢者まで住民の生きがいを育む生涯学習環境の充実が求められている。

町においても学びの意識が多様化しており、地域の資源や人材を活用した学習や事業の実施、世代を越えたコミュニティづくり、安全・安心して暮らせる地域社会づくりが図れる取り組みを進めている。今後も住民が積極的・主体的に活動に参加できるよう支援し、生涯学習の場が地域の世代間交流の場となるよう努めていく必要がある。

⑤ 生涯スポーツの推進

社会的傾向として、余暇時間の増大と高齢化時代を迎えて、人々が健康に対する意識が高まる一方、人口減少によりスポーツ人口は伸び悩む状況にある。町の社会体育関連施設は、奥多摩総合運動公園、スポーツコミュニティ会館等があるが、過疎化による人口減少や財政状況、地形的な制約の中で、施設の拡充は難しい状況にある。地域に密着したスポーツ活動の実施と健康づくりに向け、ニュースポーツの指導やスポーツフェスティバルなどを実施し、多くの人々がスポーツに親しみ、健康増進ができるまちづくりをめざして、生涯スポーツ事業を展開することが求められている。

(2) その対策

① 学校教育

コミュニティ・スクールの活用による円滑な学校運営を図るとともに、学校、保護者、地域が一体となり、奥多摩町の子どもたちのよりよい成長を支える特色ある学校を推進する。児童の減少が見込まれる小学校においては、学びの質、人間関係構築力の育成をはじめとした将来の課題解決を図る検討委員会を設置していく。また、教育内容の充実に向け、上級学校への進学を見据えた基礎学力の向上、高度情報化や国際化に対応した教育の推進、児童・生徒の保護者負担軽減の拡充、意欲ある教員の確保を推進する。併せて、児童・生徒が安全で快適な学校生活となるよう、計画的な学校施設の整備を実施し、教育環境の充実を図る。

② 幼児教育

町の魅力を子育て支援に生かし、転入増加にもつなげる環境づくりに向けて、保育所運営支援や子ども・子育て支援推進事業の充実を図る。また、乳幼児の親子が自由に利用し、遊び、相談できる場である子ども家庭支援センター「きこりん」を拠点に、引き続き親子で楽しめる事業やレクリエーションを実施していくとともに、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の充実を図り、地域や関係部署・関係機関との連携を強化して質の高い子育て環境をめざすよう努める。

③ 家庭教育

近年、核家族化、少子化等の社会の変化や地縁的なつながりの希薄化に伴い、家庭の教育力の低下が指摘されている中、親を対象とした家庭教育に関する学習機会や家庭教育に関する情報の提供と学習会等を充実する。また、地域の人々が協力して、子育てや子どもたちの健全育成に協力できる地域づくりをめざす。さらに、子どもたちの心の成長には、地域での豊かな体験が不可欠であることから、施設を地域に広く開放し、世代間交流や幼児期からの文化・芸術・スポーツ活動、郷土芸能教育等に取り組むなど、家庭や地域社会における教育力を重視し、社会全体で子どもたちの豊かな感性・人格形成に取り組む。

④ 生涯学習の推進

町には恵まれた自然環境があることから、自然を題材にした多くの学習を取り入れ、町の魅力を発見するとともに、地域の人々の協力による様々な体験活動を通して、遊びや学ぶ楽しさを発見することができる環境の整備を推進することにより、住民の学習への意識改革を図る。

また、地域社会とのつながりを保ち、住民の心の健康にも良い影響を及ぼす地域や地区内の交流機会を積極的に創出する生涯学習活動の充実に努める。

⑤ 生涯スポーツの推進

ニュースポーツ等の普及と推進を図ることによって、住民の健康体力づくり事業の充実にめざすとともに、奥多摩総合運動公園やスポーツコミュニティ施設、学校開放施設の活用と充実に努める。また、体を動かすことは住民の健康づくりにも欠かせないことであり、子どもから大人まで積極的にスポーツに親しめるまちづくりを推進し、各種スポーツの指導者の招へいや育成に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 教育の推進	(1) 学校教育関連施設 その他	○小学校建設改良事業 ○中学校建設改良事業	町	
	(2) 集会施設、体育施設等 体育施設	○社会体育施設維持管理事業		
	図書館	○図書館管理事業		
	その他	○青少年対策事業		
【再掲】 5 高齢者・児童等の福祉の 向上及び増進	(3) 市町村保健センター及びこども家庭センター	○子ども家庭支援センター事業		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画の類型施設ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、整合性を図りつつ、適正に事業を推進する。

学校施設については、日常点検はもとより、既存施設等を長期的かつ安全に利用できるよう必要に応じて改修、修繕を行うとともに、適切な維持管理に努める。

集会施設、体育施設については、多数の利用者が見込まれることから、利便性とサービス向上のため、老朽化した施設及び設備の計画的な改修等を行うとともに、日常的に状況を把握し、適切な維持管理に努める。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

町は、東京都の西北端に位置し、国道411号と多摩川及び日原川とその支流に沿った集落と山間部に点在する集落がある。町全体が過疎化による少子高齢化が進行する中で、一部の地域においては、高齢化率が70%を超え、年少人口のいない地域も存在し、コミュニティ活動等が困難となり、集落の存続さえ危ぶまれる地域もある。

このような状況を住民自らが認識し理解するとともに、集落の再編整備を含め、集落の維持・活性化を図る必要がある。

(2) その対策

集落の自治機能が低下している地域の活性化を図るため、地域コミュニティ活動等の支援育成及び地域の拠点施設である生活館等の施設改善事業を実施するとともに、空家対策事業を充実し、集落の再編整備等を推進する。また、集落の維持・活性化を図るため地域おこし協力隊や集落支援員の積極的な活用を進める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 集落の整備	(1) その他 (2) 過疎地域持続的発展特別事業	○若者定住推進事業 ○コミュニティ施設管理事業 ○集落支援活動事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画の類型施設ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、整合性を図りつつ、適正に事業を推進する。

生活館等は地域の拠点施設であることから、必要に応じて改修、修繕を適切に実施する。

10 地域文化の振興

(1) 現況と問題点

① 地域文化

町は古くから文化・芸能を愛する土地柄で、特に民俗芸能が多いところとして知られており、獅子舞、神楽、お囃子、鹿島踊り、車人形等がいまなお継承されている。しかしながら、少子高齢化により、今後これらを伝承することが困難な地域もある。伝統的な文化・芸能を次代に継承するために映像化（データ化）はもとより、人材の確保が課題となっている。

また、町内には多くの文化団体があり、各小学校の放課後を中心に文化団体連盟の協力により、子どもたちの余暇活動の一環として、文化事業の推進を図っている。また、古里地区に文化活動の拠点としての文化会館があり、この施設を中心に各種サークル・教室等が開催されるなど、様々な活動が展開されている。

文化環境整備は、住みやすく魅力的な生活環境整備として重要な要素であり、住民がいつでもどこでも学習や文化に親しめ、より優れた文化価値を実感できるような環境づくりが求められている。

② 文化財の保護・活用

町には、国指定文化財が3件（有形民俗1件、無形民俗2件）、東京都指定文化財が16件（有形3件、有形民俗3件、無形民俗4件、史跡名勝天然記念物6件）、町指定文化財が56件（有形39件、有形民俗1件、無形民俗10件、史跡名勝天然記念物6件）ある。

町の貴重な文化遺産の保存・伝承を図るため、文化財保護審議会と連携し、町内の文化財等の調査を継続して実施している。町内の文化財は、水と緑のふれあい館で常時公開し、郷土芸能についても、地域の例祭や各種イベントで公開しているが、文化財情報の電子化についても引き続き整備することが必要である。

(2) その対策

① 地域文化

町の文化活動の拠点である文化会館を中心に各種文化芸術団体が活発に活動できるように、相互に協力しながら町の芸術文化が発展するよう支援する。各地域での伝統的な文化・芸能は、近い将来、高齢化等によりその継承が途絶えてしまうことが懸念されることから、映像化（データ化）はもとより、保存団体協議会の強化・充実と地域での協力体制の整備並びに町外在住者の協力によって、後世への存続を図る。

② 文化財の保護・活用

町に現存する文化財のうち、歴史的な価値を有すると考えられる多くの資料はすでに町の指定となっていることから、今後は生活文化の視点に立った検討も加え、広い視点から調査を実施することが必要である。

また、文化財の公開については、所有者等とも協議しながら今後も積極的に公開し、併せて文化財関連施設等の管理点検・維持補修を計画的に実施する。

町には雄大な自然や文化財が残されており、新たに指定する文化財について幅広い視点に立ち調査・検討・情報発信するとともに、来訪者に魅力ある文化財巡りを提供できるよう努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 地域文化の 振興	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他 (2) 過疎地域持続的発展特別事業	○文化会館管理事業 ○森林館管理事業 ○文化財保護事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画の類型施設ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、整合性を図りつつ、適正に事業を推進する。

1 1 再生可能エネルギーの利用促進

(1) 現況と問題点

国は温室効果ガスの排出実績ゼロの目標実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大等を推進しており、町としても将来的に脱炭素化社会に向けた施策を見据える必要がある。町における有効利用可能な再生可能エネルギーとして考えられるものは町の面積の約94%を占める山林を活用した木質エネルギーであるが、急峻な山が多く、木材の搬出が難しいという課題がある。

(2) その対策

町の大部分を占める森林資源の利活用を含めた再生可能エネルギーの活用促進を図る。

ア 公用・公共用施設等のLED化推進により、温室効果ガスの削減及び地球温暖化の防止を図る。

イ 木質資源を活用した再生可能エネルギーの利用を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 再生可能エ ネルギーの 利用促進	(1) その他	○防犯灯設置事業 ○木質バイオマス推進事業 ○再生可能エネルギー利用促進 事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画の類型施設ごとの管理に関する基本的な方針について、この分野に関するものはない。

1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

現在の役場庁舎は、既存建物を増改築したものであり、庁舎の約半分は昭和40年の建築から約60年が経過している。また、過去に実施した耐震診断では基準値を大幅に下回る状況である。近年、自然災害が多発するなかで、役場庁舎は地域住民の安全・安心を確保するための防災拠点として重要な施設であることから、役場新庁舎の建設整備事業を速やかに進める必要がある。

また、新庁舎へ移転後の現庁舎（建物）や跡地の取扱いについて検討する必要がある。

(2) その対策

役場庁舎は防災拠点として十分な機能を発揮し、町民の安全・安心を確保するとともに、来庁者の利便性や業務効率向上による質の高い町民サービスの提供が可能となるよう、令和9年度の完成を目指し、引き続き新庁舎の建設整備事業を実施する。

現庁舎の取扱いについては、耐震性や老朽化等の課題もあり、建物を現状のまま活用することは困難な状況にある。建物の取壊しや跡地利用を含め、将来的に奥多摩駅周辺のまちづくりに資する活用方法を検討する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展に必要な事業	○庁舎建設整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画の類型施設ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、整合性を図りつつ、適正に事業を推進する。

事業計画

(1) 事業計画 (令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分 (再掲)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住 及び地域間交 流の促進並び に人材の確保 ・育成	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	○若者定住推進事業 ○こども応援事業 ○教育文化振興事業 ○青少年対策事業	町	本施策の実施により移住・定住の促進が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
2 産業の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	○農業振興事業 ○森林セラピー事業	町	本施策の実施により産業振興が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
3 交通・通信 体系の整備及 び情報化の推 進	(5) 過疎地域持続的発展特別事業	○バス路線維持対策事業 ○地籍調査事業	町	本施策の実施により交通手段等の確保が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
5 高齢者・児 童等の福祉の 向上及び増進	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	○高齢者外出支援サービス事業 ○高齢者緊急通報システム事業 ○高齢者見守り相談事業 ○高齢者熱中症対策事業 ○地域ささえ合いボランティア事業 ○障害者地域生活支援事業 ○福祉モノレール整備事業 ○人にやさしい道づくり整備事業 ○健康づくり推進事業 ○ファミリーサポートセンター事業	町	本施策の実施により高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
8 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	○集落支援活動事業	町	本施策の実施により集落の整備が図られ、その効果は将来に及ぶものである。